

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
るときの翌日)

目次
◇告 示 字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出
土地改良法による換地処分

告 示

鳥取県告示第八百五十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、西伯郡西伯町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十五年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区域を変更する字の名称

同上の区域（昭和四十五年六月二十三日現在の地番による。）

大字倭字小原前上

大字原字小原前上のうち七六三の三から七六三の六までの一部、七六四の二の一部、七六四の二の一部、七六五の二の一部、七六五の二から七六五の四まで、七六五の六の一部、七六六の一から七六六の三まで、七六六の四の一部、七六七、七六八の一部、七六九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字原字溝尻七七二の一から七七二の三までの一部及び七七三の一部、大字原字柳田上七七七の一部及びこれと一体をなす国有地、大字倭字客ノ木七七〇の一部、五七一の一部、五七二から五七六まで、五七七の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字倭字勝原五四五から五四八まで、

$\frac{549}{553}$ 合併、 $\frac{549}{553}$ 合併の
 $\frac{549}{553}$ 合併、 $\frac{549}{553}$ 合併の
 $\frac{549}{553}$ 合併の五の一部、 $\frac{549}{553}$ 合併の六の
 $\frac{549}{553}$ 合併の五の一部、五五〇の二、五五〇の三、五五一の
一部、五五二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに
大字倭字小原前上の全域

大字原字時仏

大字原字中島四九七の一、五〇二の四、五〇二の五、五〇二の二一、五〇三の一、五〇三の二、五〇五の一、五〇七の二、五〇七の五、五〇八の一から五〇八の三まで及びこれらと一体をなす国有地、大字原字時仏のうち五二七の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、大字原字洲河辺五六一の一並びに大字原字三寸田六〇六の二、六

<p>大字原字 中島</p>	<p>○八の一、六〇九及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字原字 三寸田</p>	<p>大字原字家の前下</p>
<p>大字原字中島四九八の一の一部、四九八の四から四九八の六まで、四九九の一の一部、四九九の二の一部、四九九の三、四九九の六から四九九の一〇まで、五〇〇から五〇二の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字原字三寸田のうち五九三の一部、五九四の一、五九四の二から五九四の四までの一部、五九四の五から五九五まで、五九六から六〇一までの一部、六〇六の二、六〇八の一、六〇九、六一九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字原字堂ノ後五八二の四、大字原字澗河辺五五六から五五九の三まで、五六一の二、五六四の一、五六四の二、五六五の一、五六五の三、五六五の四、五六六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字原字中島四九七の三、四九八の一の一部、四九八の三、四九九の一の一部、四九九の二の一部、五〇〇から五〇二の三までの一部、五〇二の六から五〇二の一〇まで、五〇五の二、五〇七の一、五〇七の三、五〇七の四、五〇七の六及びこれらと一体をなす国有地並びに大字原字時仏五二七の一の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>大字原字四反田八六六の一部及び八六七の一部、大字原字三寸田五九三の一部、五九四の一、五五四の二から五九四の四までの一部、五九四の五から五九五まで、五九六から六〇一までの一部、六一九の一の一部及びこれらと一体</p>	<p>大字原字家の前下</p>
<p>大字原字 四反田</p>	<p>をなす国有地、大字原字中島五〇〇の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字原字家の前下の全域</p>	<p>大字原字 澗河辺上</p>	<p>大字原字家の下</p>
<p>大字原字四反田のうち八六六の一部及び八六七の一部以外の区域</p>	<p>大字原字堂ノ後</p>	<p>大字原字澗河辺のうち八九六の二、八九七の一、九〇〇の一、九〇一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字原字家ノ下八八五の一の一部、八八七の一、八八七の二及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字原字白坂のうち一〇四一の一の一部、一〇四八の一部、一〇四九の一の一部、一〇四九の二、一〇四九の三の</p>
<p>大字原字 堂の後</p>	<p>大字原字 澗河辺</p>	<p>大字原字家の下</p>	<p>大字原字家の前下</p>
<p>大字原字堂ノ後</p>	<p>大字原字澗河辺のうち五五六から五五九の三まで、五六一の一、五六二の二、五六四の一、五六四の二、五六五の一、五六五の三、五六五の四、五六六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字原字家の下</p>	<p>大字原字家の前下</p>

大字原字白坂

一部、一〇五四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字原字井手ノ上八七三の四の一部、八七三の五の一部、八八一の一部、八八三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字倭字樋ノ口六五〇の一部

大字原字井手の上

大字原字白坂一〇四一の二の一部及びこれと一体をなす国有地、大字原字淵河边上九〇一の二、大字原字井手ノ上のうち八七三の四の一部、八七三の五の一部、八七三の七、八七三の二、八七三の三、八七五の一部、八七六の一部、八八一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字倭字樋ノ口六四九の一部及び六五〇の一部、大字倭字井手ノ上六四五の一部、六四七の三の一部、六四八の一部、大字原字客ノ前七九九の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字原字域ノ上八四〇の二及びこれと一体をなす国有地

大字原字域の上

大字原字域ノ上のうち八四〇二及びこれと一体をなす国有地以外の区域

大字原字客の前

大字倭字井手ノ上六四五の一部、六四七の三の一部、大字原字井手ノ上八七五の一部及び八七六の一部、大字原字客ノ前のうち七八六、七八七の二から七八九の三までの一部、七九九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字倭字客ノ木五七九の二の一部、五七九の三、五七九の四、五八〇の二の一部、五八〇の三及び五八〇の四の一部並びに五七九の

大字原字柳田

一と一体をなす国有地の一部、大字原字柳田八一五の四並びに大字原字柳田上七八〇の一部、七八一の二の一部、七八一の二、七八一の三、七八二の二から七八二の三まで、七八三の二の一部、七八三の二から七八三の四まで、七八三の五の一部、七八三の六の一部、七八四の二の一部、七八四の二、七八四の三、七八四の四の一部、七八四の五、七八五及びこれらと一体をなす国有地

大字原字柳田上

大字原字柳田のうち八一五の二の一部、八一五の四、八一六の二、八一六の三の一部、八一七、八一八の二、八一八の二、八一八の四、八一八の五及びこれらと一体をなす国有地、大字原字柳田上のうち七七七の二の一部、七八〇の一部、七八一の一部、七八一の二、七八一の三、七八二の二から七八二の三まで、七八三の二の一部、七八三の二から七八三の四まで、七八三の五の一部、七八三の六の一部、七八四の二の一部、七八四の二、七八四の三、七八四の四の一部、七八四の五、七八五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字原字溝尻のうち七七二の二から七七三までの一部及び七七三の一部以外の区域、大字原字小原前上七六三の三から七六三の五、七六三の六までの一部、七六四の一部、七六四の二の一部、七六五の二の一部、七六五の二から七六

<p>大字倭字勝原</p>	<p>五の六の一部まで、七六六の一から七六六の三まで、七六六の四の一部、七六七、七六八の一部、七六九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字倭字客ノ木五六九から五七一までの一部、五七七の一部、五七八、五七九の一部、五八〇の一部、五八一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字倭字勝原のうち五四五から五四八まで、 $\left\{ \begin{array}{l} 五四九 \\ 五五三 \\ 五五四 \end{array} \right.$ 合併の五の一部、 $\left\{ \begin{array}{l} 五四九 \\ 五五三 \\ 五五四 \end{array} \right.$ 合併の六の一部、五五〇の一部、五五〇の二、五五〇の三、五五一の一部、五五二の一部及びこれらと一体となす国有地以外の区域、大字倭字客ノ木五六五から五六八まで、五六九の一部、五七〇の一部、五八〇の一部、五八一の一部、五八二の一部、五八三、五八三の一部、五八四、五八五の一部、五八六の一部、五九〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字倭字客ノ前五九一の一部、五九二から五九五まで、五九六の一部、五九七の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字倭字キシノ下六二の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字西字榎田二五八の一部及び二五九の一部</p>
---------------	---

<p>大字倭字能気</p>	<p>大字倭字能気のうち六三七から六三九までの一部、六四〇の三の一部、六四二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字原字客ノ前七八九の一から七八九の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字倭字客ノ前六一四の一部、六一五、六一六の一部、六一六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字倭字キシノ下六一八の一部、六二〇の一、六二〇の二の一部及びこれらと一</p>
<p>大字倭字客の上</p>	<p>大字倭字客ノ木五七九の二の一部、五八〇の二の一部、五八〇の三、五八一の四、五八二の二の一部、五八二の三、五八二の四、五八三の一部、五八四の一部、五八五の一部、五八六の一部、五八七の一部から五八九まで、五九〇の二、五九〇の三及びこれらと一体をなす国有地、大字倭字客ノ前のうち五九一の一部、五九二から五九五まで、五九六の一部、五九七の一部、六一四の一部、六一五、六一六の一部、六一六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字原字客ノ前七八六、七八七の一から七八九の一までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字倭字能気六四二の一部及びこれと一体をなす国有地、大字倭字キシノ下のうち六一八の一部、六二〇の一、六二〇の二の一部、六二一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字西字榎田二五九の二の一部、二五九の三の一部及び二五九の四の一部</p>

<p>大字原字小堤</p>	<p>大字倭字樋の口</p>	<p>大字倭字扇田</p>	
<p>大字原字井手領一〇五六の二及びこれと一体をなす国有地、大字原字白坂一〇四九の二及びこれと一体をなす国有地、大字原字大坪東一〇七一の二及びこれと一体</p>	<p>大字倭字樋ノ口のうち六四九から六五三までの一部、六五五の三及び六五六の二以外の区域、大字倭字扇田六五九から六六一までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字原字井手ノ上八七三の五の一部、八八一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字原字白坂一〇四八の一部、一〇四九の二の一部、一〇四九の三の一部及び一〇五四、大字原字井手領のうち一〇五六の二及びこれと一体をなす国有地以外の区域並びに大字倭字石橋七二〇の二、七二〇の三、七〇三の二、七〇六の一、七〇六の三、七〇七の一、七〇七の二、七〇八の二、七〇九の二及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字倭字井手ノ上六四三の一部、六四四の一部、六四五の一部、六四六、六四七の一、六四七の二、六四七の三の一部、六四七の四、六四八の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字倭字樋ノ口六四九から六五三までの一部、大字倭字能気六三七から六三九までの一部、六四〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字倭字扇田のうち六五九から六六一までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>体をなす国有地</p>
<p>大字西字榎田</p>	<p>大字原字大坪東</p>	<p>大字倭字石橋</p>	<p>をなす国有地並びに大字原字小堤の全域</p>
<p>大字西字榎田のうち二五八の一部、二五九の二の一部、二五九の四の一部以外の区域</p>	<p>大字原字大坪東のうち一〇六九、一〇七〇の一、一〇七〇の二、一〇七一、一〇七二の一部、一〇七六の二の一部、一〇七六の三、一〇七九の一部、一〇八〇、一〇八一の一部、一〇八三の一部、一〇八四の一部、一〇八八の一部、一〇八九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字倭字石橋七二四の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>大字倭字石橋のうち七二〇の二、七二〇の三、七〇三の二、七〇六の一、七〇六の三、七〇七の一、七〇七の二、七〇八の二、七〇九の二、七二四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字原字大坪東一〇六九、一〇七〇の一、一〇七〇の二、一〇七一の一部、一〇七二の一部、一〇七六の二の一部、一〇七六の三の一部、一〇七八の一部、一〇七八の二、一〇七九の一部、一〇八〇、一〇八一の一部、一〇八三の一部、一〇八四の一部、一〇八八の一部、一〇八九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>をなす国有地並びに大字原字小堤の全域</p>

廃止する字の名称

大字原字小原前上、大字原字溝尻、大字原字井手領、大字倭字キシノ下、大字倭字客ノ木、大字倭字客ノ前及び大字倭字井手ノ上

鳥取県告示第八百五十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第三項の規定に基づき、西伯郡西伯町大字法勝寺三百七十二番地大田第二土地改良区から同土地改良区が行なう土地改良事業に係る西伯郡西伯町法勝寺地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十五年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価 部一箇月三百円(送料を含む。)】